

特別養護老人ホーム「らくえん」利用料金表

◆施設サービス費

(2024年4月1日 現在)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	670円/日 (20,100円/月)	740円/日 (22,200円/月)	815円/日 (24,450円/月)	886円/日 (26,580円/月)	955円/日 (28,650円/月)
初期加算	30円/日 (900円/月)	入居後30日に限り加算されます。			
安全対策体制加算	20円/回	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることで加算されます。(入居時に1回を限度)			
外泊時費用	246円/日	1ヶ月に6日を限度として入院、外泊された場合に加算されます。但し、初日及び、最終日は算定されません。 入院、外泊中の施設サービス費は頂きません。			
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日	機能訓練指導員の指導による計画的機能訓練の実施の加算です。			
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月	機能訓練計画の内容(匿名)を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効な訓練実施のために情報を活用することで加算されます。			
療養食加算	6円/食 (540円/月)	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合に加算されます。			
自立支援促進加算	300円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が入居者ごとに自立支援のための医学的評価を行い、6か月に1度の見直し、自立支援に係る支援計画等の策定に参加していること。 ・医学的評価をもとに多職種が共同して支援計画の策定し、計画に従ったケアをしていること。 ・医師が入居者ごとに自立支援のための医学的評価もとづき、3か月に1度、支援計画を見直していること。 ・医学的評価の結果(匿名)を厚生労働省へ提出し、情報を適切かつ有効な実施に活用していること。全てに該当する場合、加算されます。 			
排泄支援加算(Ⅰ)	10円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄に介助を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入居時等に評価するとともに、6か月に1度評価を行い、その結果(匿名)を厚生労働省へ提出し、情報を活用していること。 ・評価の結果、多職種が共同して、支援計画を作成し、支援を継続実施すること。 ・医師が入居者ごとに自立支援のための医学的評価もとづき、3か月に1度、入居者ごとに支援計画を見直していること。 全てに該当する場合、加算されます。			
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、歯科衛生士が、当該入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合と歯科衛生士が当該入居者に係る口腔ケアに関し、介護職員から相談等に必要に応じ対応した場合に加算されます。			
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る計画(匿名)を厚生労働省へ提出し、口腔衛生管理の実施に当たって、適切かつ有効な管理実施のために情報を活用することで加算されます。			
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	経口により食事を摂取する者で、摂食機能障害や誤嚥を有する者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成する場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に加算されます。			
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合、経口維持(Ⅰ)に加えて算定されます。			
ADL維持等加算(Ⅰ)	30円/月	利用開始月と開始月から6か月目において、ADL値を適切に評価できる者が測定し、情報(匿名)を厚生労働省へ提出した場合に加算されます。			
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を計画書に記載し、その情報(匿名)を厚生労働省へ提出している場合、かつ、情報をサービス提供に活用していることで加算されます。			
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月	基本情報として疾病状況を把握し、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の情報に加えて、厚生労働省へ提出している場合に加算されます。			
協力医療機関連携加算	100円/月	入居者の病状急変の備え、協力医療機関との現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算されます。			

生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)100円/月 (Ⅱ)10円/月	介護現場における生産性向上の観点から、介護ロボットやICT等を活用し、業務改善を継続的にいき、かつ、取組による効果を示すデータ提供を行うことで加算されます。	
退所時栄養情報連携加算	70円/回	退所後、医療機関へ入院する場合、医療機関に対して入所者等の同意を得て、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。	
認知症 チームケア加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)150円/月 (Ⅱ)120円/月	認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐ、あるいは出現時に早期に対応するため、専門の研修を修了した者を配置し、複数人の介護職員から成るチームを組み、予防等に資するチームケアを実施していることで加算されます。	
高齢者施設等 感染対策向上加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)10円/月 (Ⅱ)5円/月	協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること。 また、一般的な感染症発生時の対応を取り決めるとともに、医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染に関する研修・訓練に参加していることで加算されます。	
新興感染症施設療養費	240円/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、該当するサービスを提供した場合に1月に1回、5日を限度に加算されます。	
退所時情報提供加算	250円/回	退所後、医療機関へ入院する場合、医療機関に対して入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。	
いずれか	日常生活継続 支援加算	46円/日 (1,380円/月)	・次の(1)から(3)までのいずれかを満たすことにより加算されます。 (1)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は介護5の者の占める割合が70%以上であること。 (2)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入居者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれの症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。 (3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする認知症である者の占める入居者の15%以上であること。 ・入居者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置していること。
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	18円/日 (540円/月)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	12円/日 (360円/月)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
看護体制加算(Ⅰ)	4円/日 (120円/月)	施設内で常勤の看護師が1名以上配置されていると加算されます。	
福祉施設夜勤 職員配置加算Ⅱ2	18円/日 (540円/月)	入居定員が30人又は50人以上の事業所で夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていると加算されます。	
看取り介護加算 (Ⅰ)	72円/日 逝去日 〔以前31～45日〕	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診たと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入居者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じて適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入居者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。	
	144円/日 逝去日 〔以前4～30日〕		
	680円/日 逝去日の 前日・前々日		
	1,280円/日 (逝去日)		
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年6月より、介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化されます。 上記所定単位数に14%を乗じて加算されます。		

()内金額は30日計算です。

◆「居住費」及び「食費」

※お持ちの「介護保険負担限度額認定証」をご確認下さい。

(2024年8月1日 現在)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	880円/日 (26,400円/月)	880円/日 (26,400円/月)	1,370円/日 (41,100円/月)	1,370円/日 (41,100円/月)	3,000円/日 (90,000円/月)
入院・外泊時	2,066円/日(入院・外泊して7日目以降の金額)				3,000円/日
食費	300円/日 (9,000円)	390円/日 (11,700円/月)	650円/日 (19,500円/月)	1,360円/日 (40,800円/月)	1,900円/日 (57,000円/月)
入院・外泊時	頂きません。				
備考	「居住費」「食費」は全額入居様負担となります。但し、「特定入居者介護サービス制度」により、入居者様の所得に応じて、介護保険から補足給付が行われます。上記の金額は補足給付後の金額となっております。なお、第4段階の方の補足給付は行われません。				

()内金額は30日計算です。

介護保険法の改正があった場合、
「施設サービス費」「居住費」「食費」の負担金額が変更になることがあります。

◆ その他

(2024年4月1日 現在)

区分	金額	備考
貴重品のお預かり (種類・数量に関係なく)	50円/日 (1,500円/月)	入居者様のご希望により、「重要事項説明書 5.(1)-2 二」に定める範囲での貴重品・現金を左記金額にてお預かりします。
現金のお預かり及び出納 (金額・件数に関係なく)	70円/日 (2,100円/月)	※現金のお預かりのない方については、医療費等掛かった費用を関係各所に直接精算していただきます。
理容・美容代	カット2,000円他	ご希望により理容・美容師の出張によるサービスを受けることができます。
教養・娯楽費関係	実費	レクリエーション活動や趣味にかかる費用は実費となります。
フリードリンクサービス	100円/日 (3,000円/月)	水分補給時の提供とは別にご希望によりいつでもお好みのお飲み物(ホット・アイス各種)を提供させていただきます。何杯ご利用頂いても100円/日です。また来苑のご家族様もご利用頂けます。
日用品費	日常生活に必要な費用については、基本的に入居者様の自由選択により実費相当を頂きます。施設がサービス提供する以外に個人的に使用するものについてはご家族等に対応をお願いしています。また、「重要事項説明書」3.(2)-②に規定するとおり、買い物の代行を当施設が行う場合、週1回、月4回を超えない範囲で行います。	

()内金額は30日計算です。